

●令和6年度音更町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

音更町は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全組織とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、本町の区域内に所在地があり、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（次の（ア）～（ウ）の全てを満たすものをいう。）

（ア）障がい者の雇用数が5人以上

（イ）障がい者の割合が従業員の20パーセント以上

（ウ）雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30パーセント以上

(3) 在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助等の業務を行う団体）

5 調達の対象品目

本町において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

- (1) 物品 障がい福祉サービス受給者証、ボランティアごみ袋、ふるさと応援寄附謝礼品等
- (2) 役務 指定ごみ袋印刷業務、指定ごみ袋保管・配送業務、その他印刷業務等

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和6年度に本町が調達すべき優先調達の目標を次のとおりとする。

優先調達の目標額 36,370千円

【個別目標】

内容	令和5年度目標	令和5年度実績	令和6年度目標
ボランティアごみ袋等物品	700,000円	450,780円	700,000円
指定ごみ袋印刷業務、保管・配送業務等	29,000,000円	28,625,190円	29,000,000円
その他印刷業務	5,000,000円	3,244,971円	5,000,000円
ふるさと応援寄附謝礼品	3,000,000円	2,984,486円	3,300,000円
合計	37,700,000円	35,305,427円	38,000,000円

7 調達の推進方法

- (1) 福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品、役務等についての情報を収集し、当該情報を基に、町の全組織に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 各課は、障害者就労施設等への優先調達に向けて、物品、役務等を発注する際に、障害者就労施設等に発注が可能な物品、役務等がないかを十分検討する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、又は変更したときは、町ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定又は変更に当たっては、音更町自立支援協議会において調達実績の評価及び分析を行い、その内容を反映させるものとする。
- (3) 調達実績については、翌年度の5月末日までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により速やかに公表する。